

## 宇検村農地利用最適化推進委員募集要項

- 募集期間：令和8年4月3日（金）～令和8年5月7日（木）
- 書類の提出先：宇検村農業委員会事務局  
（宇検村役場2階 産業振興課内）

・宇検村農業委員会では農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するにあたり、候補者の推薦を求めるとともに推進委員になろうとする方を募集いたします。

1. 募集人数 2人
2. 任用期間 委嘱日から令和11年7月19日
3. 身分 宇検村の特別職非常勤職員（業務には守秘義務が伴います。）
4. 職務内容
  - (1) 農業委員と連携し、各担当区域における遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進及び新規就農の支援活動
  - (2) 農地中間管理機構との連携・農業委員会定例会における活動報告等
  - (3) その他上記に関係する現地調査・相談活動や研修会等への出席
5. 報酬 月額30,000円
6. 推薦及び応募に係る手続き等

推進委員の候補者の推薦を行う場合又は自ら応募する場合は、所定の様式に必要な事項を記入・押印のうえ、郵送または持参により、宇検村農業委員会事務局（役場産業振興課内）にご提出ください。様式はホームページからダウンロードできる他、農業委員会事務局、あまみ農業協同組合・宇検支所でも配布いたします。

・推薦及び応募に必要な書類

区 分	様 式
地区が推薦をする場合	推進員地区推薦届出書
法人又は団体が推薦する場合	推進員団体推薦届出書
推進委員に応募する場合	推進員応募届出書

## 7. 募集期間

令和8年4月3日（金）から令和8年5月7日（木）

- ・書類を持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出をお願いいたします。
- ・郵送される場合は、5月6日（水）の消印有効といたします。

## 8. 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。

次のいずれかに該当する方は推進委員になることはできません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受ける事がなくなるまでの方

## 9. 推進委員の選任方法

農業委員会総会で、候補者の選考を行い、農業委員会が委嘱いたします。

○選考のスケジュール

令和8年4月3日～5月7日 推進委員の募集及び推薦受付

7月 農業委員会総会による選考・決定

8月 委嘱予定

## 10. 推薦及び応募に係る書類の提出先・お問い合わせ先

〒894-3301 宇検村湯湾 915 番地 宇検村農業委員会事務局  
宇検村役場 2階 産業振興課内（農業委員会事務局 柳・古島）  
電話 0997-67-2215（内線 312）

## 11. その他

- (1) 法令により、推進委員の候補者の推薦を受けた者及び応募した方に関する情報を宇検村ホームページで公表いたします。
- (2) 推進委員として委嘱が決定した方には、通知を発送いたします。併せて宇検村広報誌・ホームページで公表いたします。
- (3) 農業委員と推進委員には同時に推薦し、または応募することも可能です。ただし、兼職はできません。